

## 相続税納税猶予適格者証明に必要な書類

- 1 相続税の納税猶予に関する適格者証明書 証明願
  - 2 別表 特例適用農地等の明細書
  - 3 登記事項証明書（全部事項証明書）（法務局備付のもの）
  - 4 公図（法務局備付のもの）
  - 5 見取図
  - 6 相続登記されていない場合は、下欄の書類も必要です。
  - 7 本人以外が申請の場合は、委任状
- 提出部数 1及び2は2部、3から7は1部
- ◎ 生産緑地指定図（後日、農業委員会より都市計画室へ依頼します）

- \* 生産緑地の主たる従事者の変更は都市計画室で手続きが必要です。
  - \* 納税猶予の特例適用の農地等該当証明書は都市計画室で証明します。
- 上記\*印についての詳細は都市計画室へお問い合わせください。

### 相続登記されていない場合の必要書類

遺産分割協議書の場合	遺言書の場合
1 遺産分割協議書	1 遺言書
2 被相続人の出生から死亡までの経緯の分かる 戸籍謄本（戸籍・原戸籍・除籍謄本）	2 被相続人が死亡した事実が分かる 戸籍謄本又は除籍謄本
3 法定相続人全員の戸籍謄本又は戸籍抄本	3 相続人の戸籍謄本又は戸籍抄本
4 被相続人の住民票の除票（本籍入りのもの） 又は戸籍の附表	4 被相続人の住民票の除票（本籍入りのもの） 又は戸籍の附表
5 農地の相続人の住民票 注1	5 農地の相続人の住民票 注1
6 相続人関係図	
7 法定相続人全員の印鑑証明書	

注1 5の住民票は、本籍地が記載されており、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを提出してください。

- 2、3、6の書類については、法定相続情報一覧図に代えることができます。
- 書類の原本提出が難しい場合は、原本と写し（コピー）をお持ちください。原本還付します。